

令和2年8月13日

建設業労働災害防止協会香川支部長 殿

香川労働局
労働基準部健康安全課長

8月以降における熱中症予防対策の徹底について

安全衛生行政の推進につきまして、日頃から格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、職場での熱中症予防対策については、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」等の取組を行い、関係団体等と連携し取り組んでいるところです。

今般、7月末までに報告があった全都道府県の熱中症の件数をとりまとめた（別紙）ところ、猛暑であった昨年同時期と比較して、6月については、速報値ではあるものの、死傷者数が2倍以上となっているところです。

例年、熱中症の発症は7月から8月にかけて急増するところ、今年は、新型コロナウイルス感染症に備えて「新しい生活様式」を導入したことに伴い、在宅勤務や業務量の偏りが生じているところも多くなっています。7月末からの気温の急激な上昇に対し、労働者が熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）していないと、熱中症の発症や重篤化が懸念されます。また、こうした状況で、夏季休暇後に、暑さに慣れていない身体で業務再開を行う際には細心の注意が必要です。

つきましては、貴職におかれましては、8月以降の職場における熱中症予防対策の徹底に向け、労働者の熱順化の状況を踏まえた対策の実施に留意する等により、熱中症予防対策に一層の取組を進めていただけるよう、関係事業場への周知について特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

熱中症による月別の労働者死傷病報告数（平成31年・令和元年、令和2年）（人）

| | 5月 以前 | 6月 | 7月 | 7月末まで の累積数 |
|--------------------------|-----------|-----------|-----------|---------------|
| 令和2年 ※同年7月末時点の 速報値 | 14 (1) | 57 (0) | 22 (2) | 93 (3) |

| 平成31年・令和元年 ※同年7月末時点の 速報値 | 28 (0) | 24 (0) | 20 (7) | 72 (7) | 8月 | 9月 | 10月 以降 |
|--------------------------------|-----------|-----------|------------|------------|-------------|-----------|-----------|
| 平成31年・令和元年 ※確定値 | 30 (0) | 45 (1) | 177 (5) | 252 (6) | 472 (15) | 97 (3) | 8 (1) |

- 令和2年においても同様に報告数が確定すると仮定すると、7月末までの累積確定数は300人以上に上ると推定される。
- 平成31年・令和元年8月（確定値）において、450人を超える被災者が発生したことから、本年8月以降も職場における熱中症予防対策の更なる徹底が必要である。
 - ※ 括弧内は、死亡者数（内数）。
 - ※ 「5月以前」は1月から5月まで、「10月以降」は10月から12月までの合計。
 - ※ 休業4日以上労働災害に係る労働者死傷病報告及び都道府県労働局による把握人数。

（参考）平成31年・令和元年の職場における熱中症による死傷災害発生の概要

職場での熱中症による死傷者（死亡・休業4日以上）は、前年より減少したものの829人と依然として多く、うち死亡者は25人となっています。死亡災害の発生は8月に集中し、死亡者を業種別に見ると、建設業10人、製造業と警備業がそれぞれ4人などとなっています。死亡災害には、防護服や着ぐるみなど、通気性の悪い衣服を着用していた事例も含まれています。

死傷者については、過去10年で初めて製造業での発生が建設業より多くなりました。炎天下での作業だけでなく、通風の悪い屋内作業においても注意が必要です。また、熱中症が原因で、高所から墜落する、車両の運転中に交通事故が起きるなど、第三者を巻き込みかねない事例もあります。

STOP! 熱中症

令和2年5月～9月

クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図る —


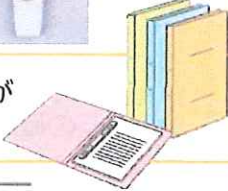
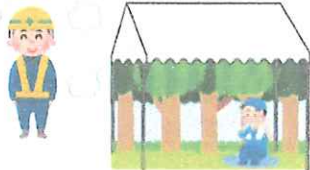




職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう!

●実施期間：令和2年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。
確実に実施したかを確認し、にチェックを入れましょう!

準備期間（4月1日～4月30日）

| | | | |
|--------------------------|--------------------------|--|---|
| <input type="checkbox"/> | 暑さ指数（WBGT値）の把握の準備 | JIS規格「JIS B 7922」に適合した 暑さ指数計 を準備しましょう。 |  |
| <input type="checkbox"/> | 作業計画の策定など | 暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう 余裕を持った作業計画 をたてましょう。 |  |
| <input type="checkbox"/> | 設備対策・休憩場所の確保の検討 | 簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 暑さ指数を下げる方法 を検討しましょう。また、作業場所の近くに 冷房 を備えた休憩場所や 日陰 などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 |  |
| <input type="checkbox"/> | 服装などの検討 | 通気性のいい作業着 を準備しておきましょう。 身体を冷却する機能をもつ服 の着用も検討しましょう。 |  |
| <input type="checkbox"/> | 教育研修の実施 | 熱中症の防止対策について、 教育 を行いましょう。 |  |
| <input type="checkbox"/> | 労働衛生管理体制の確立 | 衛生管理者 などを中心に、事業場としての 管理体制 を整え、必要なら 熱中症予防管理者の選任 も行いましょう。 |  |
| <input type="checkbox"/> | 緊急事態の措置の確認 | 体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。 |  |

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP
1

☐ 暑さ指数（WBGT値）の把握

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



暑さ指数計の例

STEP
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

| | | | |
|--------------------------|------------------|--|--|
| <input type="checkbox"/> | 暑さ指数を下げるための設備の設置 | | |
| <input type="checkbox"/> | 休憩場所の整備 | | |
| <input type="checkbox"/> | 涼しい服装など | | |
| <input type="checkbox"/> | 作業時間の短縮 | 暑さ指数が高いときは、 単独作業を控え 、暑さ指数に応じて 作業の中止 、 こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。 | |
| <input type="checkbox"/> | 熱への順化 | 暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り 、 1週間程度かけて徐々に身体を慣ら しましょう。 | |
| <input type="checkbox"/> | 水分・塩分の摂取 | のどが渇いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。 | |
| <input type="checkbox"/> | 健康診断結果に基づく措置 | ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。 | |
| <input type="checkbox"/> | 日常の健康管理など | 前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的な症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。 | |
| <input type="checkbox"/> | 労働者の健康状態の確認 | 作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。 | |

STEP
3

熱中症予防管理者等は、暑さ指数を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

☐ 異常時の措置

～少しでも異常を感じたら～

- ・一旦作業を離れる
- ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間（7月1日～7月31日）



- 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- 水分、塩分を積極的に取りましょう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼びましょう。

